

農用地総合整備事業（継続）

1. 趣旨

農用地総合整備事業は、農用地等の存在及び整備の状況その他の農業経営に関する基本的条件の現況等に照らして農業生産の基盤の整備を急速に図ることが必要かつ効果的と認められる農業地域内において、農用地及び土地改良施設の整備等の業務を一体として総合的かつ集中的に行うことにより、農業の生産性の向上と農業構造の改善に資することを目的とする。

2. 事業内容

事業の内容	採択基準	国庫補助率
1. 農用地整備事業 ア. 農用地の改良または保全のために必要な区画整理、客土、暗渠排水、排土、土層改良、及び併せ行う農用地造成 イ. 交換分合	受益面積の合計が おおむね 150ha以上	45%（北海道50%） 区画整理（大区画型） 50% 農用地造成（10ha以上） 50%（北海道55%） 40%（北海道40%）
2. 土地改良施設整備事業 ア. 農用地の保全又は利用上必要な農業用排水施設の新設又は改良 イ. 農業用道路の新設又は改良 ウ. 農用地整備事業に附帯して施行することを相当とする農用地の保全又は利用上必要な施設の新設又は改良	受益面積が おおむね 1,000ha以上 末端支配面積 おおむね 100ha以上 受益面積が おおむね 3,000ha以上 末端支配面積 おおむね 100ha以上 受益面積が おおむね 1,000ha以上 延長 10km以上 幅員 5m以上 （特例地域は4m以上）	50% （北海道： 水田75%、畑80%） 2/3 （北海道： 水田75%、畑80%） 2/3（北海道2/3） 45%（北海道50%） 50%

3. 事業実施主体等

事業主体 独立行政法人緑資源機構
 採択期間 平成元年～

4. 平成18年度概算決定額(平成17年度予算額)

14,416,650千円（15,119,146千円）

〔 担当課(室) : 農村振興局 総務課 機構調整室
 農村振興局 整備部 農地整備課 〕